

平成17年厚岸町議会第1回定例会 平成17年度条例審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成17年3月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年3月14日 午後 2時13分
	閉 会	平成17年3月14日 午後 3時51分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	9	松 岡 安 次	○
2	安 達 由 圃	○	10	池 田 實	○
3	南 谷 健	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
4	小 澤 準	○	12	谷 口 弘	○
5	中 川 孝 之	○	13	菊 池 賛	○
6	佐 藤 淳 一	○	14	田 宮 勤 司	○
7	中 屋 敦	○	15	佐 齋 周 二	○
8	音 喜 多 政 東	○	16	竹 田 敏 夫	○
以上の結果 出席委員 16名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	病院事務長	古川福一
助役	大沼隆	特別養護老人	藤田稔
収入役	黒田庄司	ホーム施設長	
総務課長	田辺正保	デイサービス	藤田稔(兼務)
行財政課長	斉藤健一	センター施設長	
まちづくり	福田美樹夫	監査委員	今村實
推進課長		監査事務局長	阿野幸男
税務課長	大野榮司	教育長	富澤泰
町民課長	久保一將	教委管理課長	柿崎修一
保健福祉課長	豊原隆弘	教委指導室長	大場和典
環境政策課長	佐藤悟	教委生涯	松浦正之
農政課長	西野清	学習課長	
水産課長	大崎広也	教委体育	大野繁嗣
商工観光課長	高根行晴	振興課長	
建設課長	北村誠	農委事務局長	藤田稔
水道課長	松澤武夫		

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(17.3.14)

日程	議案番号	件名
		(平成17年度条例審査特別委員会)

## 厚岸町議会 平成17年度条例審査特別委員会会議録

平成17年3月14日

午後2時13分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより条例審査特別委員会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。  
4番。
- 小澤委員 議長の指名でお願いしたいと思います。
- 議長（稲井議員） ただいま議長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。  
それでは議長において、委員長には室崎委員、副委員長には音喜多委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。  
よって、委員長には室崎委員、副委員長には音喜多委員が互選されました。  
委員会を休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。  
本委員会に付託されました議案第32号、議案第33号の審査につきましては、議案ごとに質疑を行い採決をし進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ではそのように進めます。  
それではまず最初に、議案第32号 長期継続を締結することができる契約に関する条例の制定について質疑を行います。  
なお、委員会ですので一問一答です。ご存じのこととは存じますが、回数に制限はご

ございません。

どうぞ順次ご発言をお願いいたします。

8番。

●音喜多委員 2、3お聞きしておきたいと思います。

長期ということでは先ほどからお話、説明の中でもありましたようにリース期間、リースで貸与できるというか借用できるということで、今、例として情報機器とか事務機器とかいうふうに挙げてございますが、このリース期間、これらの期間について国で決められた期間というのがあります、町としてはこれらの期間をどの期間に設定されているというか、その物によってリース期間というのがそれぞれあると思うんですが、町としてはどの程度の、例えば何々については何年と、そういう国のいわゆる耐用年数等の絡みの中でリース期間というのがあるわけでございますけれども、そういった形では何年、何年を想定されているのか。

それから、いわゆるリースと割賦という言い方は、物の性質的には全然違うわけでございます、いわゆる払い終わったというか、借用期間5年では5年の契約して毎月払って行って、あるいは年払いで払って行って、5年たったらこれはもう減価償却という形でその10分の1が国の法定の使用料になるわけですが、そういった形では、当然そういう形で契約されるというか、これは国の決めたリース、割賦契約等にかかわる部分でそういうふうになっているわけですから、当然そういう基準に従っていこうと思うんですが、そういうふうに理解していいのかなのか。

あるいは町独自でそういう期間の定め方をしようとしているのかなのか。リースであればご存じだと思います。同じような形で割賦で、割賦とリースは全く次元の違うものですから、そういった意味では同じような、混同したようなやり方の仕方は全くないだろうなというふうに考えますので、その辺どうなのか。

それからこれは長期になった場合、よい面と悪い面と出てくるわけですね、当然。悪い面で言えば、結構そういう障害になるというか、途中で新しくいいものが出ているのに、一度契約したら古い形で延々と3年も5年も続けていかなきゃいけないとかという、そういう場合もあります。そういった場合の特約条項的なものは当然つけられるのかなのか、一度契約したらそれを盾にとる業者もいるわけですから、もうにつきもさっちもいかなない場合があるわけですから、相当気をつけなくてはならないというか、特にソフトなんかは常々変わっているわけですよ。そういった意味ではどうするのかというふうに思います。

それから、ちょっとこういう、よく報道機関に報道される長期となると、温床というか悪い面で癒着といたら変ですけども、高どまりというか価格的に高どまりする場合もあるし、それから価格的に、値段的にそのことはかえって町民にマイナスを与えてしまうと。それから業者との温床というか、その契約を盾にとって、そういう意味では先ほどお聞きしたように、それを防止する意味では何年で常にまた競争入札というかそういう形、同業者だけでなく、よく1円で入札したとか、あるいは5円で入札したとかという業者もいろんな競争入札の中であるんですが、行く行く後はそういった問題点も出てくる可能性があるわけですし、そういったことで今のところ私が今質問させてい

いただいたことに対して、考えている対応についてお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、リース期間の設定の関係でございますけれども、このリース期間につきましては、町の方で何年にするとか、この場合はどうするとかという、こういう取り決めはございません。あくまでも当事者間における契約においてリース期間が決定される、一般的には説明のときにも申し上げておりますけれども、商慣習といいましょうか、商いの慣習の中でやられているということで、一般的な事務で事務用品でありますと、3年から5年というのが非常に多いケースなのかなということでございますけれども、これについては何年にしなければならないとかというような特段の定め、こういったものを設けているものではございません。

それから、リースと割賦の関係のお話が出ておりましたけれども、考えておりますのはあくまでもリースでございます。割賦という関係につきましては、これまでもございませんし、基本的にはすべてこういう部分についてはリースというように取り扱って考えてございます。

そうしますと、いわゆる期間を満了したときの関係でございますけれども、あくまでもリース契約でございますので、期間が満了しますと、その相手方の方にその機械をどうするかという部分、そのまま継続して使うのか、お返ししてそこで契約をなくしてしまう、切ってしまうというような形になってきますけれども、それはその時点でのそれぞれの契約という形になるということでございます。

それから、こういった中での相対的なくくりの中でよい面、悪い面というようなお話が出ておりましたけれども、一つには長期契約をする部分につきましては予算の関係がどうしても出てまいります。長期契約を結んでも予算はそれぞれ単年度、単年度の予算でございます。したがって、例えばことしと来年の2カ年で結んだからといって、来年度の予算はその時点で確保されている、何と申しますか、確定されているというものではございません。ですから、長期契約を結ぶに当たっての契約条項の中には、予算の確保、あるいは減額がされた部分については解除できるとか、そういうような解除規定を設けていくというような形の運用になるというふうに考えております。そのような方向で進みたいというふうに考えております。それがいわゆる特約条項というお言葉が出ておりましたけれども、そのようなことで考えてございます。

それから価格面の関係でございますけれども、このリース契約を結ぶに当たっても、基本的に最初に結ぶのはいわゆる入札なり見積もり合わせなりというような形の中での競争原理が当然働いてまいります。そうした中で、リースの相手方が決まるという形に相なるわけでございますけれども、考え方といたしまして、このいわゆる長期契約を結ぶという利点につきましては、コストを下げるという部分が最大の要因でございます。そのコストを下げる要因の中には、そのものの単価、いわゆるリース料なり保守点検料の単価を下げるというようなこととあわせて、もう一つは事務的コストを下げるというのも副次的には出てまいりますけれども、そういったようなものが一番重要な部分

として出てきているところでございます。

ですから、こういうことを考えまして、あくまでもさらなるコストの削減であるとか、より良質なサービスができるかと、そういうような部分で提供するものとの契約の締結、こういった部分においては、今言ったコスト、サービス面、これを基本的な考え方ものとしまして、適切な契約期間を設定するというようになってくると、そういうような運用をしなければならないというふうに考えてございます。先ほど地方自治法の施行令の中で、こういった場合にこの長期継続契約が締結することができるんですよという基本的な部分がうたわれてございますけれども、そこでうたわれているように、性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすような場合、これが大前提になっているところでございまして、この辺を十分に見きわめながら適切な事務執行をしていくという形になるというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 大方そういうことなんだということはある程度決まっているわけですから、地方自治体の場合でしたらば、税制面での措置というのは全くないと思うんですよ、一般民間企業であれば、それはもう必要経費として認められているわけですから、我が町の場合は絶対そういった税制上の優遇措置というのは全くないだろうと思います。

問題はソフトウェアなんですけど、ソフト系ですよ。ハード系であれば物を見ればわかるけど、故障か使えないかという、ただ問題は今までもずっとやってきている部分で、いわゆるソフト系の部分というのは、障害が出たら、当然それはすぐ対応していただけるというか、ただ現地で対応できるものであればいいけれども、メーカーが来なきゃいけないという場合、その間はどうするのかなと、よくあることなんだけれども、そういったことも重々加味しているというふうに理解していいわけですね、当然そう言うしかないだろうと思うんですけども。

それから、いわゆるそういう事務機器のみならず、先ほどもちょっと説明の中で、いわゆる庁舎管理等もそういった人為的な問題も含まれるということではございますが、そういったことではどういう部分が考えられるのか。例えば庁舎管理と先ほど言っていましたけれども、いわゆる日常的な、人材派遣でいえば手前どもでよく知っているのであればオペレーターの派遣だとか、そういったことも対象にして考えているのかなというふうに考えます。

あるいは、例えば施設の管理人、当然庁舎管理もそうでしょうけれども日常的な管理人、そういった労力の対応も含めてそういう契約を結べるというふうに、今回は先ほどお話しされたというふうに思いますが、理解してよろしゅうございますか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

第3号に規定する、いわゆる庁舎管理等の部分に業務委託等を含めましてのお話になるかなと思いますけれども、考え方といたしましては、今この長期継続契約が必要だと

いう部分につきましては、先ほど言いますように4月1日以降すぐ役務の提供を受けて、それをずっと継続しなければならないというようなものが、この長期継続契約をすべきかどうかというような検討の土俵に出てくるのかなと、このように考えております。

1つには、実態として単年度契約になるのかなと思いますけれども、4月1日からすぐ施行するためには、予算確定した3月中に継続契約しまして、もう段取りを進めていかなければならないという場合も当然出てまいります。そういった場合については、年度をまたいだ契約での執行という形になりますので、まずそういった場合は1つは該当になってくるのかなというふうに考えてございます。

それから、今言われたように、物によっては2年なり3年なり継続して行うということが、いわゆるコスト面での大幅な削減になったり、あるいはサービス面という部分、役務の提供面での非常に有利な扱いができると、こういったケースが出てきた場合については、当然この長期継続契約という部分について、締結するかどうか、取り入れるかどうかという部分のことを考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、今の時点ではどれとどれを長期継続契約にするというような、まだ絞り込みは行ってございません。今言えるのは、先ほども冒頭に申しましたけれども、4月1日からすぐ始まる当面17年度の契約関係でございますけれども、こういったものについてはスムーズな契約履行をしていただくために、本年度年度中に契約関係を進めて準備をするという形が当面出てくるのかなと、このように考えてございます。

長期継続契約を結んだ場合、ご案内のように幾ら特約条項を設ける云々といってもやはりある程度年数といいましょうか、3年なら3年という見通しの中で契約する形が出てまいります。当然予算上の中で、そういった役務提供が変わらず続けていけるのかと、こういうような見定めも当然必要になってきます。そういった部分を重々検討しながら実際の運用をしていくという形になろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 こうなりますと、いわゆる全厚岸町管轄というか教育委員会も含めて全部これに従うというふうに、この対象でやっていくというふうに理解していいのかなと。当然現場の大規模装置あたりも車両等入ると、トラクターあたりもそういったことを想定されるのかなというふうに思いますが、教育委員会含めて、現場含め、全部そういう対象になるというふうに理解していいものなのかどうなのか。今のところはそこまで考えていないと思うが、この書き方でいけば新年度早々にするということではなくても往々にいく、やりたいという考え方でいいのかどうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） この長期継続契約の締結の関係の条例の及ぶ範囲という部分については、一般会計から企業会計含めまして全体、庁内いわゆる全体にかかわるものと、その必要に応じてはこの長期継続契約の締結の可能性はあるというふうに理解をしてい

ただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 最後にいわゆる、例えば水産課でカキ種苗センターで必要なものが出てきたと、それを使いたいと。しかしこういう形でリース契約で機器を入れてもらえないかといった場合、どこが最終的に責任というか、それが必要だとか判断するというか、あるいは庁舎内でそういう検討委員会というか、あるいは課長の判断なのか、助役の、あるいは町長の形になるのか、その辺の体制はいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 予算執行契約当事者につきましては、すべて町長という形になります。ただ専決等々ありますけれども、少なくとも財政等々をそういう関係機関を経由しながら決裁の形でございますけれども、そういった契約そのものが長期契約にふさわしいものかどうかというチェックがされると、その上での執行がされるという形になります。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 そのチェック機能なんだけれども、どういう体制で臨もうとしているのか。先ほどからちょっと話しているんですが、よしあしの部分ということに私は尽きるなどというふうに、いろんな情報見ていると、状況見ていると思うんですが、今のところはどのようなふうに想定されていますか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） いわゆる事務決裁規定、それから財務規則に基づく決裁部分、そういうような形の中でこの金額のものであればここ、例えば課長まで、助役まで、あるいは町長までというような部分でのものが決まっております。そのルールに従って予算執行等々がされていくわけございまして、そういった責任の範囲の中でチェックをされていくということになるというふうに理解していただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

他にございますか。

14番。

●田宮委員 長期継続契約ですね、毎年毎年ずっと使われるものについて、単年度で更新、更改というふうにやっていかないと長期の契約でやっていくと、こうことになりますね。よく今の質問と答弁聞いてもうひとつはっきりしないんですけれども、例えば具体

的に電気であるとか水道であるとか、必ず使わなきゃならないんだよね。そうしたら長期的な契約でやっていこうと、こういうことだと思うんですが具体的にどういうものがあるんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 申し上げたいと思います。

まず、実態としてすぐにでもこういった、いわゆる長期継続契約、こういったもので進めていかなければ実態にそぐわないなという部分については、機具関係、事務用機器のリースでございます。リースの取得方法につきましては、単年度で買い取ってしまうという方法と、いわゆる3年なら3年間のリースということで契約する、いわゆる支出の平準化といいたいまいしょうか、経費の平準化を図るといような目的等からの2つの方法があるわけでございますけれども、一般的に先ほど言いますように買い取ってしまうと、なかなか何といいたいまいしょうか、後の切りかえ、メンテ等々の関係でちょっと難しいという部分、不合理が生じるというような部分も中にはあります。

そういったようなことから、その辺の状況を見ながらリースで行ってきているというのが一般的でございます、これらについては通常、先ほど言いましたけれども物によってこれは3年、3年間であればどのくらい、5年であればどのくらいというものがありますし、そういう耐用年数であるとか、そういう機械の状態、そういったようなものを見ながらいわゆるリース期間を定めて契約をしていくと、こういうような取り扱いになるう、こういうふうを考えております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 債務負担行為というのがありますよね。これとの違いはどうなんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 債務負担行為につきましては、地方自治法の規定になるわけでございますけれども、債務負担行為につきましては一たん債務負担行為を受けますと、次年度以降においてその支払いといいたいまいしょうか、その債務を負担する義務を負うという形になってまいります。ですからこの長期継続契約につきましては、そういった債務負担行為とは違いたいまして、いわゆる次年度以降において義務を負うということではございません。あくまでも契約行為によって出てくると、ですから予算の関係ですね、当然そこには、そのまま続けるためには予算の裏づけがなければ無理になってまいります。

したがいまして先ほど申しましたけれども、いわゆる解除ができるような条項、こういったものを契約の中に盛り込んだ上で長期継続契約を行うという形になってまいります。その辺の違いが生じてまいります。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員　そこで長期の継続契約ですね、長期というのは一体ずっと未来永劫か、そうではないと思うんだけど、その辺はどう定義づけるんですか。

●委員長（室崎委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　この条例の場合の長期の考え方というのは複数年度にわたると、1年以上にわたるといふことの考え方で解釈をさせていただきます。おっしゃられるように、この長期というのは何年までという制約、条項の中にもございません。ですから物によって変わってくるわけですが、少なくともその長期契約をすることによって、いわゆる良好なサービスの確保であるとか、コスト削減が図られないということになりますと、目的と反するような形のものになってまいります。少なくともその契約を結ぶ、履行していくという形になりますと、先ほどから申していますように地方自治法の施行令にあります長期継続契約、これを結ぶという目的、この辺についての問題が出てまいりますので、この辺を十分に加味しながら実際の契約あるいは執行を行っていくという形になるというふうに理解をさせていただきます。

●委員長（室崎委員）　14番。

●田宮委員　長期の継続契約ですね、契約の相手方が特定されるわけですね。限られた相手方、永続的にずっと続いていくということになると問題も起きますよね。相手方が必ずしもこちらの意思に従ってやらない場合には、契約を破棄するとかなんとかということが出てくると思うんですが、その辺はどうなんですか。

●委員長（室崎委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　長期継続の契約、この長期継続契約の対象となるのは、先ほど言いましたように物品のリース関係、いわゆる借り入れの関係、それから役務の提供、大きく2つに分かれると思います。一般的に物を借り入れたり、リース契約という部分についてはある程度一般的な中での商取引において、これは何年くらいという一つの目安といたしましうか、おおむねの目安がございます。その以内で契約をするというのが基本になるというふうに私どもとらえてございます。

それから、役務の提供関係についてでございますけれども、これも先ほどから申しますようにやはりコスト削減、サービスの提供、有利なサービスの提供ができるということが大前提になってございます。ですから、そこでの契約という部分は、かなり慎重に扱わなければならないというふうに思っておりますし、仮に長期の契約が必要だという形の中で数年の契約を結ぶに当たっても、今言ったように条件が変わったり、サービスの低下にあたり、あるいは予算がつかなくなったり、こういったような場合については、契約を解除できるというような条項を設けた上での契約締結になろうと、このように考えております。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 長期の継続契約については、議会の議決事項になるんですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 議決を必要とする部分は、自治法あるいは条例の中で決まっております。これについては委託料であるとか借り上げ料に該当するものでございますから、契約そのものの額については議会の議決を要するものではございません。しかしながら、ご案内のとおり予算において、それぞれその年度における予算の確定がされているということでございます。それともう一点は、債務負担行為と違いまして翌年度その義務を、義務的といいましょうか、負うような形のものではないということでございますので、議会の関与という部分につきましては、それぞれの当該年度における予算の議決という部分でいただくという形に相なることとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。  
12番。

●谷口委員 （1）の情報機器、それから事務機器、その他の業務機器、器具類、これらについてちょっと、もう少し詳しく、どういうもの、どういうものというのを説明をお願いしたいです。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思っております。

1号関係でございますけれども、情報機器、事務機器というのは言葉のとおりでございます。一般的には現在役場の中に入っている部分で答えますと、コピー機であるとか印刷機であるとかファクスの電話機であるとか、そういったようなもの、それからコンピューター、OA機器、こういったものが該当になると……

（「コンピューターもかい」の声あり）

●総務課長（田辺課長） コンピューター、コンピューターのハードの部分です。端末機といいましょうか、そういうような部分でございます。それから、機具類関係では場所によっては測定機器だとか検査のための機器だとか、こういったような部分でのリースで行っていくという方が有利という場合がございます。そういったようなものが考えられます。そのほか、防犯のための機器、こういったような部分、そういったものが考えられる。

一方でソフトの関係になりますと、いわゆるコンピューター関係のいろんな処理をするためのものをございまして、そういった部分でのもの、いわゆる形として箱では出てきませんが、そういったようなものがソフトウェアという形で出てまいるということをございます。車両等については記載のとおりをございまして、現在は車両のリースは厚岸町の場合は存在していないという状況をございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 要するに、主にリース的なものですね。そうすると今説明されたコピーだとか事務機器、コンピューターあるいはファクス、こういうものの中に記憶が残るものがありますよね、こういうものの契約に当たっての考え方、こういうものはどうなのか。それから（2）で要するにメンテナンスがありますよね、そうするとそういうことに対して情報の問題はどういうふうに扱っていくのか、それらについてももう一度お尋ねいたします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） いわゆる情報管理の部分をございますけれども、コンピューター関係が主になると思います。こういった部分の関係については、すべてリース終了で契約を解除するという場合については、すべての中の情報を取り出すというようなことでの契約状況になってございますし、もちろんそういった形の中でいわゆる情報を抹消といましようか、そういうような形での引き渡しということがされる形になってございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 今、そういうことはテレビでもコマーシャルでやっていますけれども、コピー機だって情報が蓄積される時代になっているわけでしょう。そうすると、行政事務にかかわる情報というのは莫大なものだし、まして厚岸町の場合、役場の業務を考えると職場内でつながっている情報だって相当あると思うんですよね。そうすると、そういうものをすべて破棄する、機械のリース期間が終わったときに破棄する対応の仕方というのはどういうふうにやっているんですか。具体的に詳しく説明していただきたいです。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

それでは、再開は3時半。

午後2時54分休憩

午後3時30分再開

●委員長（室崎委員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 時間をちょうだいいたしまして申しわけございませんでした。

お答え申し上げたいと思います。

町のコンピューターの関係……（録音漏れ）……引き渡しを終了しまして、契約期間が終わったり、あるいは故障等によって引き渡しをするという際におきましては、こちらの方で物理フォーマットのできるものをソフトを持っております。したがって、それを使ってこちらの方で、いわゆるハード関係については読み込み不可能な状態にした上で引き渡ししているというのが現状でございます。

なお、もう1点おっしゃられておりましたファクス関係でございますけれども、確かにこれ役場の庁舎内の中にもちょっと確認とりましたけれども、1台のみハード装着というのがございました。他のものについては、ハード入っておりませんので一時メモリーのみという機能でございましたけれども、このファクスについてはハードが入っているということで、これにつきましては引き渡しを行う際に、いわゆる業者の中でもってやっていただくと、これは立会によって確認するという方法をとっていきたいなというふうに思っております。

なお、このファクスの契約の中には、その引き渡しの際に、そういった情報処理をするというようなところまでの書き込み等はございませんでした。今後におきまして、こういった部分について織り込んだ上で、必ずその辺が徹底できるよということ、契約の中にも織り込むような形をとっていきたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 そのフォーマットするというふうに言われましたけれども、これはそのソフトを使っただけですべてが完全に消えてしまうのかどうなのか、今の機械は非常に精密であるがゆえに複雑でありますよね。そうすると、ここまでやって大丈夫だったというふうに思っていたところが、違うところでその部品解体だとかいろいろなことをする中で、その中からまた情報を引き出すことができるというようなことになっては困るのではないのかなというふうに思うんですけれども、その確認というのはどういうふうに行われるんですか、そうすると。

それと、今最後に課長が説明されておりましたけれども、それらの確認、明文化、こういうものは今後どういうふうに行われていくのかももう一度お尋ねいたします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） コンピューターでのいわゆる読み込みできないようにするという形、形としては通常やられているのはフォーマットでございますけれども、これはご案内のように復元の可能性が非常に高いということ、今現在の中で読み込みができた

い方法という形で行われているといいましようか、今一番確率が高いといいましようか、そういうような形で出ているのがこの物理フォーマットということのようでございます。

いわゆる、単純に消すということではなくて、いろんな乱数表の数値を打ち込む、逆に入れ込むと、入れ込むことによって逆にその以前のデータ等々を呼び出すことができなくなると、そういうようなもののございますけれども、こういった物理フォーマットを行うことによって、データの再呼び出しといいましようか、そういった部分を防げるという方法が今とられている中では、この物理フォーマットというのが一番の方法だというふうに伺っております。ですから、今この物理フォーマットを使っているという形の中では、私どもの方直接行って、いわゆる相手の方に引き渡しをしているという形でございますので、こちらの方からみずからそういうフォーマット関係を行っているということで、まずご理解をいただきたいと思えます。

それから、ファクスの関係でございますけれども、ファクスのハードをフォーマットするものをそれ自体は私ども持っておりませんので、この辺については現在では業者の方の行う部分、こういったものを立会しながら、完全に消えたかどうかというような部分の説明を受けながら、確認をするという手法にならざるを得ないのかなどこのように思っておりますけれども、その辺をきちんと徹底できるような形での契約、いわゆるリース契約を結ぶなり、何かを結んだときに、当然物を引き渡すという、1回受けたものを逆に引き渡すという形になると思えます。そういったときに、そういった方法をとると、そういう部分を行うんだというような規定を盛り込むようにいたしたい、このように考えております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で議案第32号に関する質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第33号 厚岸町個人情報保護条例の制定について質疑を行います。

各本条に従って進めてまいります。

第1条、目的ございませんか。

よろしいですか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第2条、定義。

よろしいですか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第3条、実施機関の責務。

よろしいですか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第4条、事業者の責務。

ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 先へ進みます。

第5条、町民の責務。

よろしいですか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第6条、取り扱いの制限。

よろしゅうございますか。

12番。

●谷口委員 ここで、ちょっとお尋ねしたいんですが、この後の方ともちょっと関係あるかもしれないんですが、取り扱い実施機関がその個人情報を扱う場合に、結果的にその個人情報が目的外に使われることがあると思うんです。全くないとは言えないのではないのかなと。それでこの個人情報の保護にきちんと努めていかなければならないというふうになっておりますけれども、この厚岸町が持っている個人情報は、例えば国の機関だとか、道の機関だとか、あるいはそれらに類するような機関等に情報が漏れていくというような心配がやっぱりあると思うんですよね。

それで、以前にある県で自衛官の採用のために、個人情報が地方自治体からちょうど対象となるような年齢の人たちの情報が漏れていっているというようなことがあったんですけれども、厚岸町ではそういうことに関しては、どういう取り扱いをしているか、ちょっとお尋ねをいたします。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 住民情報の閲覧にかかわるご質問だと思いますが、委員おっしゃるように、自衛隊の募集業務に、自治体がそういう情報を便宜供与するというような新聞報道がございました。その時点で、私どもも過去何年かにわたって、自衛隊から住民情報の閲覧に関する申請があったかどうかという調査をいたしました。が、ございませんでした。私どもは自衛隊の募集業務、いわゆる中卒者でありますとか高卒者でありますとかいう生年月日に基づいた、例えば地域を指定したり、あるいは全町の情報を欲しいというときには閲覧申請をしていただく事前申請でございます。

それから、閲覧場所も指定をさせていただくという手法で、事前に協議をしながら該当する分だけの情報、よく全町すべてのデータ、閲覧用データを用意をしてその中から見ていただくというところもあります。厚岸の場合はコンピューター情報で処理をしておりますから、該当する分だけ氏名、生年月日、いわゆる四情報、男女別それから住所、これだけを抽出したものを閲覧用データとして提供するということでもあります。厚岸町が用意しました情報をそのままコピーするという手法ではありません。基本的に該当分のデータしかないのですが、これは書き写しをしてもらう、これが閲覧の原則でありますから、データを見て書き写しをしてもらうという手法をとると。

ご指摘のありました、自衛隊の募集業務についても、我々は通常の閲覧申請をしていただいて、そういうケースがあった場合には閲覧申請をしていただいて、今申し上げた情報を閲覧用として提供するという処理になってまいります。

委員ご承知のように、今閲覧の問題が個人情報として見せることがどうなんだという問題提起がされてきております。先般も母子家庭の世帯のデータを使って悪さをすると、悪さをするレベルの話ではなくて犯罪事件が起きておりました。こうした事件をきっかけに、商業ベースの閲覧についてどうあるべきかという議論が一方でされております。ただ、背景となります住民基本台帳法でいきますと、何人も閲覧することができるという規定がありますので、当町としては今の段階では正当な請求であれば商業行為であっても、それからダイレクトメールの申請であっても閲覧には応じる。ただ、見せるものはこちら側が何を具体的にどの範囲まで見たいんだというものを事前に申請をさせて、それに限って情報提供をするという形をとっております。

●委員長（室崎委員） 第6条、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

第7条、個人情報取り扱い事務の届け出。

ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 第8条、収集の方法。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第9条、利用及び提供の制限。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第10条、適正な維持管理。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第11条、電子計算機の結合による情報提供の制限。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第12条、自己情報の開示請求権。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 次が第13条、裁量的開示。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第14条、個人情報の存否に関する情報。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 先へ進みます。  
第15条、訂正請求権。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第16条、利用停止請求権。  
ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第17条、請求の手續。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第18条、請求に対する決定等。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 先へ進みます。  
第19条、第三者に対する意見陳述の機会の付与等。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第20条、開示等の実施。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第21条、費用の負担。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第22条、不服申し立て等。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第23条、諮問をした旨の通知。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第24条、第三者から不服申し立てを棄却する場合等における手續等。  
ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第25条、審査会。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第26条、審議会。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第27条、受託者の責務。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 先へ進みます。  
第28条、出資法人の責務。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第29条、事業者への調査指導等。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第30条、国等への協力要請。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第31条、運用状況の公表。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第32条、法令等との調整。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第33条、苦情処理。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第34条、委任。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第35条、罰則。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第36条。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 第37条。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 附則に入ります。  
附則第1条、施行期日。  
ごさいませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2条、経過措置。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3条。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4条。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5条。

ございませんか。

●委員長（室崎委員） 全体についてございませんか。  
16番。

●竹田委員 ちょっとうっかりして32条終わっちゃたんですけれども、質問ではないんですけれども、資料の請求をしてもよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 32条ですか。

●竹田委員 今もう33号、終わっちゃいますよね。

●委員長（室崎委員） 32条のところですか。

●竹田委員 今これ言わないと33も終わって全部終わっちゃいますよね。

●委員長（室崎委員） ちょっと待ってください。  
この個人情報保護条例の33条。

●竹田委員 いや、32のところちょっと資料欲しかったんですけれども、言うの忘れちゃったんですよ。

●委員長（室崎委員） 32号はもう既に決議してしまったので、それはちょっと。そういうのでごめんなさい。あと予算の段階で可能であればお願いいたしますので、よろしく  
お願いいたします。  
33号について、全体としてございませんか。

（「なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。  
以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。  
よって、条例審査特別委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 3 時51分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日

平成17年度条例審査特別委員会

委員長